

岩手県告示第 1128 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 12 月 15 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 10 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社小山田工業所
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市本町通三丁目 18 番 8 号
 - ウ 代表者の氏名 小山田周右
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 109 号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 6 日付けで土木工事業、建築工事業、管工事業、鋼構造物工事業及び機械器具設置工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 8 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 佐々木工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 遠野市土渕町柄内 3 地割 30 番地 1
 - ウ 代表者の氏名 佐々木晃雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－13）第 253 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 8 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 27 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社榊鐵工所
 - イ 主たる営業所の所在地 宮古市大字田鎖第 9 地割字三角 50 番 1
 - ウ 代表者の氏名 榊正志
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 1208 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業及び鋼構造物工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 27 日付けで建築工事業及び鋼構造物工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 13 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社堀切
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町谷地 45 番地の 1
 - ウ 代表者の氏名 谷地正三
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 3615 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 10 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1

項第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成18年11月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社大高建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市青山四丁目7番3号

ウ 代表者の氏名 太田代伸夫

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第6684号

(3) 処分の内容 塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月15日付けで塗装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成18年11月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社野方建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田四丁目14番27号

ウ 代表者の氏名 野方英雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第6929号

(3) 処分の内容 大工工事業、石工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月13日付けで大工工事業、石工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成18年11月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社野方建設

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市上田四丁目14番27号

ウ 代表者の氏名 野方英雄

エ 許可番号 岩手県知事許可(特-17)第6929号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月13日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成18年11月9日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社東海

イ 主たる営業所の所在地 宮古市長町二丁目8番22号

ウ 代表者の氏名 阿部敬

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第7165号

(3) 処分の内容 消防施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年10月31日付けで消防施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成18年11月13日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社丸新工業

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市赤崎町字生形3番地13

ウ 代表者の氏名 鎌田昭次

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-16)第8113号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月10日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成18年11月14日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社松場工務店

イ 主たる営業所の所在地 九戸郡野田村大字野田第3地割120番地

ウ 代表者の氏名 松場勝

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第8447号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月10日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成18年11月16日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 創成商事株式会社

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三本柳5地割3番地34ステップハウスウイング

ウ 代表者の氏名 菊池教文

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第20195号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月15日付けで土木工事業、とび・土工工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成18年11月27日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 大和住建有限会社

イ 主たる営業所の所在地 花巻市金矢第1地割28番地

ウ 代表者の氏名 大和吉智

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第40073号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成18年11月27日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成18年11月2日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 ホクヒン産業株式会社

イ 主たる営業所の所在地 北上市常盤台三丁目1番22号

ウ 代表者の氏名 佐藤哲二

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 50036 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 31 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 13 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ハクリョウ

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市猪川町字善蔵敷 142 番地 1

ウ 代表者の氏名 千葉博文

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 90038 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 9 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 27 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 丸順工務店

イ 主たる営業所の所在地 遠野市青笹町青笹 13 地割 19 番地 2

ウ 代表者の氏名 菊池一彦

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 100016 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 27 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 7 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社サンコ

イ 主たる営業所の所在地 釜石市両石町第 4 地割 54 番地 22

ウ 代表者の氏名 合田弘司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 120029 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 11 月 1 日付けで、土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 11 月 21 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 田村組建工

イ 主たる営業所の所在地 二戸市石切所字森合 112 番地 2

ウ 代表者の氏名 田村正則

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 150047 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 10 月 18 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。